



親御さんは、相続手続の代理人になれません

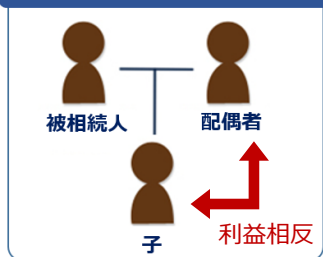
相続人に未成年者がいる場合



民法では
親権者である親が、未成年者の**法定代理人**とされています。

相続手続においても親が代理をするのでしょうか？

配偶者と子1名がいる場合



左図のように、父が亡くなり、母子が相続人の場合で考えてみましょう

相続においても、未成年者は単独で手続できません。
ですが、相続において母と子は同じく相続人の立場です。
お互いが故人の財産を引き継ぐ関係になりますので
もしかすると、母の都合のよい内容で手続してしまうかも…
親とはいえ、未成年者の代理人として適切な立場といえません。



じゃあ
どうするの？

家庭裁判所で**特別代理人**を選任してもらいます。

どんな人が特別代理人になるの？
～候補者の例～

●未成年者との間に利害関係がない方
(上記の家族構成だと、叔母など)

●**司法書士**

司法書士に依頼するメリット

- 家庭裁判所への特別代理人選任申立書の作成
- 申立てに必要な戸籍の収集
- 遺産分割協議書の作成
- 不動産や預貯金など各種相続財産の名義変更

これらも全て司法書士がカバーできます

相続手続についてのご相談はF&Partnersへ！

今週の
お客様の**声**

依頼して
よかった点は？

熊谷市 S.Y様

説明が丁寧であったこと

